

議題 5

富士山火山広域避難計画改正（案）の概要

1 修正の趣旨

御嶽山の噴火を受け、気象庁が行った情報の変更（情報名称の変更、新設した情報等）を反映する。なお、改正された活動火山対策特別措置法に定められた協議会の検討事項に関しては、今後協議が進んでから順次反映するものとする。

2 修正の概要

編章	項	修正要旨	頁
全体		○噴火警戒レベル1のキーワードを、「平常」から「活火山であることに留意」に修正 ○噴火警戒レベル1において有感地震が発生する等の異常な状況が生じた段階を、「噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制）」）から「噴火警戒レベル1（情報収集体制）」に変更	—
第1編 総論	3. 協議会の構成及び果たす役割	○活動火山対策特別措置法第4条第1項に基づく協議会の構成図に変更	3
第2編 第1章 基本方針	2. 噴火開始基準 (2) 噴火開始直後	○噴火発生を確認できる手段として噴火速報の活用を明記 ○噴火速報が発表されない場合もある旨も併記	11
第3編 第1章 協議会・ 国・県・ 市町村等 の体制	1. 協議会の体制 1-2 (1) 噴火警戒レベル1 (平常) のときの対応	○噴火警戒レベル1において有感地震が発生する等の異常な状況が生じた場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されることを明記	54
	3. 県の体制	○各県の地域防災計画に合わせて修正 静岡県（レベル3）：警戒本部設置体制に変更	64 ～ 66
第3編 第2章 情報伝達	1-3-2 (3) 山小屋組合等との 連携した情報伝達	○図 28 山小屋組合等への情報伝達系統図：現状に合わせて修正 ○表 35 山小屋組合等への連絡担当市町村（山梨県側）：窓口となる施設を更新	89
用語の解説		○降灰予報、噴火速報を追加	152 ～